

船舶事故調査報告書

令和3年10月6日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年4月1日 04時00分ごろ
発生場所	沖縄県北大東村沖大東島東端付近 北大東島灯台から真方位183.5° 88.9海里付近 （概位 北緯24° 28.0′ 東経131° 11.7′）
事故の概要	漁船第一島丸 ^{しま} は、航行中、岩場に乗り揚げた。 第一島丸は、船長が溺死し、船体が大破した。
事故調査の経過	令和3年4月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第一島丸、19トン ON2-0456（漁船登録番号）、個人所有 14.88m (Lr) × 3.75m × 1.70m、FRP ディーゼル機関、514.9kW、昭和60年2月1日 第296-15935号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 80歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年9月17日 免許証交付日 令和2年3月12日 （令和7年9月5日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	船体が大破（全損）
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約1.0m、潮汐 上げ潮の初期、水温 約24℃ 日出時刻：06時07分ごろ
事故の経過	本船は、船長ほかフィリピン共和国籍の乗組員5人が乗り組み、令和3年2月28日09時30分ごろ、まぐろ延縄漁 ^{はえなわ} の操業を行う目的で、沖縄県那覇市泊漁港 ^{とまり} を出港し、翌3月1日から沖縄島の南東方海上で漁場を移動しながら操業を続けた。 乗組員5人は、4月1日02時ごろ、本船が漂泊していか釣りをしていたところ、船長から休むように言われて居室に戻り、本船は、

	<p>船長が操船に当たって航行を開始した。</p> <p>乗組員5人は、全員が居室で就寝中、04時ごろ大きな衝撃を感じて目が覚め、本船が岩場に乗り揚げたことに気付いた。</p> <p>乗組員の1人（以下「乗組員A」という。）は、操縦室に行き、船長と共に主機を後進にかけようと試みたが、機関室が浸水しており、主機を始動させることができなかった。</p> <p>乗組員は、小型船舶用膨脹式救命いかだ（以下「本件いかだ」という。）を使用しようと試みたが、展張させることができなかった。</p> <p>乗組員Aは、打ち寄せる波で船体が中央部付近から破断し始めたので、船長に船から離れるよう伝えたが、船長は^{うなず}頷くものの操縦室から離れる様子がなかったため、他の乗組員と共に本船から付近の岩場に飛び移って避難した。</p> <p>本船は、その後、船体が破断し、乗組員が船長の姿を視認することはなかった。</p> <p>海上保安庁は、05時52分ごろ船舶遭難信号を受信し、巡視船及び航空機を現場に急行させ、07時28分ごろ沖大東島東端に乗り揚げている本船を発見した。</p> <p>船長は、海上保安庁の航空機により付近の海上にうつ伏せの状態で見えているのが発見され、16時25分ごろ海上保安庁のヘリコプタにより救助されたが、死亡が確認され、後日、死因が短時間での溺死と検案された。</p> <p>乗組員のうち2人は、14時35分ごろ付近にいた漁船により救助され、他の3人は、19時20分ごろ海上保安庁から要請を受けた航空自衛隊のヘリコプタにより救助された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>3月30日10時16分に漁業無線局に報告された本船の位置情報は、北緯22°50′、東経134°00′であり、また、翌31日12時00分には昨日と同海域と報告されていた。（付図1 事故発生場所概略図 参照）</p> <p>船長は、約60年間まぐろ延縄漁に従事した経験があり、また、本事故当時、体調等に変った様子は見られなかった。</p> <p>船長の家族によれば、船長は、漁獲の状況にもよるが、一航海につき約30～35日間ほど操業を続けてから帰港することが多かった。</p> <p>船長は、救助された際、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>乗組員5人は、救助された際、救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船は、第二種小型漁船であり、本件いかだ及びEPIRB（衛星利用非常用位置指示無線標識装置）を搭載していた。</p> <p>本件いかだは、平成28年6月製造であり、平成30年9月に整備事業者により整備が行われていた。</p> <p>船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）によ</p>

	<p>れば、沿海区域の境界からその外側 80 海里以遠の水域を航行する帆船以外の小型船舶は、小型船舶操縦者のほか、機関長として、六級海技士（機関）の資格又はこれより上級の資格についての海技免許を受けた者を乗船させることとされている。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>本船は、航行中、沖大東島東端の岩場に乗り揚げたものと推定されるが、操船していた船長が本事故で死亡し、乗組員 5 人全員が居室で就寝中であったことから、乗揚げに至る経緯を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長の死因は、短時間での溺死であった。</p> <p>船長は、本船が岩場に乗り揚げた後、船体が打ち寄せる波により破断した際、落水して溺死した可能性があると考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、航行中、沖大東島東端の岩場に乗り揚げたものと推定される。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事故発生時には可能な限り速やかに救命胴衣を着用すること。 ・ 小型船舶の乗組員は、事故発生時において速やかに小型船舶用膨脹式救命いかだを展開できるよう、ふだんからその取扱いを習熟しておくこと。 ・ 船舶所有者等は、法令に定められた乗組み基準に従い、有効な海技免状等を有する乗組員を船舶に乗り組ませること。

付図1 事故発生場所概略図



写真1 本船

